

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	40	担当課	自然保護課
法令名	愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例	根拠条項	13-1	許認可等の内容	特定希少野生動植物の個体の捕獲等の許可
(根拠規定)					
第13条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。					
2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。					
3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。					
(1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。					
(2) 捕獲等によって特定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。					
(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。					
4 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。					
5 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。					
6 第1項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。					
7 第1項の許可を受けた者は、その者若しくは従事者が第5項の許可証(以下「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下「従事者証」という。)を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。					
8 第1項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等をするときは、許可証又は従事者証を携帯し、県の職員その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。					
9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。					